

## [事案 2023-369] 契約無効等請求

・令和7年2月4日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の不適切な勧誘等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成26年12月に契約した終身保険(契約①)、介護終身保険3件(契約②③④)について、平成28年12月に契約②③、令和元年12月に契約①④を払済保険に変更したが、以下等の理由により、契約①②③④を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、本契約の保険料の支払いに充当するために平成29年11月に解約した他社の申立外契約(一時払終身保険)の既払解約返戻金と現時点で解約した場合の解約返戻金の差額を支払ってほしい。

(1)契約①②③④は、募集時の説明と異なる内容の保険であった。

(2)契約①②③④の保険料は合計で年間約900万円にもなり、保険料を継続して払い続けることは不可能であった。また、自分の実際の資産は5,000万円であったが、募集人は取扱者報告書に1億円と記載していた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人に説明義務違反があったと断定することはできないが、一定の説明義務違反があった可能性は否定できない。

(2)申立人にとって契約①②③④が不合理なものとは言い切れないが、申立人が保険料を払い続けることが困難であったことについての反論はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯等を確認するため、申立人、申立人子および申立人子の配偶者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)申立人には年金収入のみしかなく、契約①②③④の保険料は申立人の収入をはるかに上回るのみならず、資産のうちの預貯金(2,500万円)を全て保険料に充てたとしても、契約から3年程度しか支払うことのできないもので、保険料を継続して支払うことが非常に困難であることは、契約時点で明らかであったものと言える。

(2)契約①は、すでに申立外契約がある中で重ねて契約する必要があったのか強い疑義が残る。また、契約②③④は、申立人自身、介護で子供たちに迷惑をかけないようにという考えがあったとは認めているものの、年払保険料額や介護状態となった場合の保障額に鑑みると、このような保険を契約する必要があったのか、さらに、それを3件も契約する必要があったのかという点も同様に疑義が残る。

(3)以上の事情等を踏まえると、契約①②③④が申立人にとって適合性を有していたとは考え難く、また、募集人による意向把握や説明が不適正なものであった可能性は高いものと言

わざるを得ない。